

石綿による健康障害を防ぐために、みなさまにご協力をお願いします

工事の
元請業者

建物の
オーナー

ア ス ベ ス ト

石綿対策は、 “みなさま”に 関わる問題です。

現場の
作業員

工事の
発注者

工事を行う
事業者

近隣の
住民

「石綿障害予防規則」が改正され、 今まで以上に石綿対策が強化されます。

- ◆ 建築物の解体やリフォームなどの工事の開始前に、
石綿が使用されているか確認する事前調査が強化されます。
 - 事前調査は一定の講習を受けた資格者等が実施
 - 事前調査結果の労働基準監督署への届出
 - 事前調査結果の工事現場への備え付け、概要の掲示
- ◆ 作業の実施状況を写真などで記録し、3年間保存することが義務づけられます。

※ それぞれ施行日が異なります。詳しくは専用ホームページをご覧ください。

改正内容の
詳細については
こちらのQRコードから
専用ホームページを
ご覧ください。



www.ishiwata.mhlw.go.jp

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省